

公立大学法人敦賀市立看護大学利益相反マネジメント委員会規程

令和元年11月27日

公立大学法人敦賀市立看護大学規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人敦賀市立看護大学組織及び運営に関する基本規則（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規則第6号）第7条第1項の規定により、公立大学法人敦賀市立看護大学（以下「本学」という。）に設置する敦賀市立看護大学利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、公立大学法人敦賀市立看護大学利益相反マネジメント基本方針（令和元年11月27日制定）に沿い、理事長の指示するところにより、本学の利益相反マネジメントを実施する。

2 委員は、自らが関係する利益相反については、委員会業務を行うことができない。

(委員会の構成等)

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 本学の専任教員のうち、理事長が指名する者 5名

(2) 本学の事務職員のうち、事務局長が指名する者 2名

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合はこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

4 理事長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、学内外の有識者を臨時に専門委員として委員会に加えることができる。

(委員会の議事手続等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は理事長が指名する委員をもって充て、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは副委員長がその職務を代行する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

5 第2条第2項により、委員会業務を行うことができない委員の数は、会議の定足数から除くものとする。

6 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の者を参考人として委員会に出席させ、説明又

は意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第5条 理事長は、利益相反マネジメントに関する特定の業務を円滑に実施するために、委員会内に専門委員会を置くことができる。

2 委員会は、理事長が定めるところにより、前項の専門委員会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(守秘義務)

第6条 委員及び委員会業務に携わる者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も、同様とする。

(事務の取扱い)

第7条 この規程の施行に関する事務は、事務局教務学生課が取り扱う。

(委任)

第8条 この規程に関して必要な事項は、委員会の議を経て理事長が定める。

附則

この規程は、令和元年11月27日から施行する。

附則（令和3年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第3号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和3年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第7号）

この規程は、令和3年5月26日から施行する。